

## 製造者のハードウェアに関する制限付き保証および契約書

この製造者のハードウェアに関する制限付き保証および契約書 (以下「本保証」といいます) は、お客様と本保証の末尾に記載されるマイクロソフト契約法人 (以下「マイクロソフト」といいます) の間で締結される契約です。

お客様は、マイクロソフト製品を購入または使用することにより、本保証に同意したことになります。本書をお読みいただき、記録のためそのコピーを保管してください。本保証に同意しない場合、マイクロソフト製品を使用してはならず、未使用の製品をリセラーまたはマイクロソフトに返品し、返金を受けてください。返品した場合、本保証は、返品前に発生した事項に適用されます。

消費者法との関係本保証はお客様に対し、特定の法的権利を付与するものであり、お客様に適用される消費者法またはその他の法に基づきお客様が有することのある権利に追加されるものであり、これらにとって代わるものではありません。また、お客様は、州、国または地域によって異なるその他の権利を有することもあります。法により許可される場合を除き、マイクロソフトは、お客様が有することのあるその他の権利 (販売契約の不適合に起因することのある権利を含みます) を排除、制限または停止することはありません。

### 1. 定義

- (a) 「マイクロソフト製品」とは、マイクロソフトまたは認定リセラーから購入したマイクロソフトの正規ハードウェア製品、または別売りの交換用コンポーネントを意味します。マイクロソフトのハードウェア製品には、本保証に代わる独自の制限付き保証が適用されるものがあります。
- (b) 「通常の使用条件」とは、マイクロソフトがマイクロソフト製品のために提供する指示マニュアル、技術仕様書およびその他のサポート文書に従い、通常の下での通常の消費者利用を意味します。

### 2. 期間

お客様が現地法に基づき有することのある法的 (法令上の) 権利を排除することなく、本保証は、以下で異なる期間が指定されていない限り、マイクロソフトまたは認定小売業者もしくはリセラーから最初に購入した日から **1年間** 存続します。

期間	製品名
90 日間	すべての Xbox アクセサリ (Xbox Elite ワイヤレス コントローラー シリーズ 2 および Xbox ワイヤレス ヘッドセット - 1 年間を除く)、再生品の Xbox コンソール、別売りの交換用コンポーネント
2 年間	HoloLens 2 Industrial Edition のみ

### 3. 担当地域/地域

本保証は、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイおよびベトナムにおいてのみ有効です。

## 4. 保証

- (a) マイクロソフトは、通常の使用条件下では、材料または製造過程における欠陥を理由にマイクロソフト製品に誤作動が生じないことを保証します。
- (b) 現地法に基づくお客様の法的 (法令上の) 権利が適用されることを条件として、本保証は、マイクロソフトがマイクロソフト製品に関して付与する唯一の保証または条件です。いかなる第三者も、当社を代理して瑕疵担保責任または保証責任を負うことはできません。
- (c) お客様の現地法により、黙示保証 (商品性または特定目的の適合性に関する黙示保証を含みます) が付与される場合、その期間は、本保証の期間と同じとします。一部の州、地域または国では、黙示保証の存続期間の制限が認められていないことがあるため、上記の制限事項がお客様に適用されない場合があります。

## 5. 保証サービスの取得方法

保証サービスを提供する前に、マイクロソフトまたはその代理人は、お客様に対し、マイクロソフト製品を購入したことを示す証拠書類を提示するよう求める場合があります。

- (a) 保証手続を開始する前に、[support.microsoft.com](https://support.microsoft.com) のトラブルシューティング チップをご利用ください。
- (b) トラブルシューティング チップでは問題が解決できない場合、[support.microsoft.com/warranty](https://support.microsoft.com/warranty) のオンライン プロセスに従ってください。
- (c) **データまたはアプリケーションのバックアップおよび秘密情報の削除。** サービスを受けるためにマイクロソフト製品をマイクロソフトに送信する前に、必ず以下のことを行ってください。
  - i. お客様が残したいデータまたはアプリケーションのコピーを保存する。マイクロソフトは、お客様のデータまたはアプリケーションにつき責任を負わず、これらを消去することがあります。
  - ii. お客様が秘密であるとみなす事項を削除する。お客様がそのデバイス上に秘密情報を残している場合、マイクロソフトは、お客様の情報の秘密性につき責任を負いません。

保証サービスは、お客様がマイクロソフト製品を購入した国/地域においてのみ利用可能です。ベトナムで購入した場合、保証サービスはベトナムにおいてのみ利用可能です。保証サービスが要求された時点でデバイスが所在する国/地域において保証サービスが利用できない場合、マイクロソフトは、追加料金にて、他のサポート オプションをお客様に提案する場合があります。

## 6. マイクロソフトの責任

- (a) 材料または製造過程における欠陥を理由として、マイクロソフト製品に、保証期間中の通常の使用条件の下で誤作動が生じた場合、マイクロソフトが判断する場合、マイクロソフトは、(自らの選択で) 当該製品もしくは欠陥のある部品を修理もしくは交換するか、またはマイクロソフト製品の返品と引換に購入価格を返金します。ただし、お客様の現地法に別段の必須の規定がある場合はこの限りではありません。お客様の現地法に別段の必須の規定がない限り、修理には、新品または再生品の部品が使用される場合があります。また交換の場合は、新品または再生品のユニットに交換される場合があります。ユニットの交換時、マイクロソフトは、独自の裁量により、同じユニット モデルを使用

するか、または同じユニット モデルが入手不可能な場合は、そのモデルと形状、機能、パフォーマンスおよび色が最も近い別のモデルを使用することができます。マイクロソフトが交換したマイクロソフト製品またはそのすべての部品は、マイクロソフトの財産となります。

- i. 韓国で購入したマイクロソフト製品について、(A) お客様が最初に購入した日から 1 ヶ月以内に誤作動が発生した場合、商品は、同じタイプの新品と交換され、または (B) 誤作動が繰り返し発生する場合もしくはマイクロソフトの責に帰する理由で発生した場合、商品は、同じタイプの新品と交換されるか、または返金されます。
  - ii. ベトナムで購入したマイクロソフト製品について、誤作動が繰り返し発生し、マイクロソフトが当該製品を 3 回を超えて修理したにもかかわらず誤作動が修正されない場合、当該製品は、同じタイプの新品と交換されるか、または返金されます。
  - iii. 台湾で購入したマイクロソフト製品について、誤作動が繰り返し発生し、マイクロソフトが当該製品を 3 回修理したにもかかわらず誤作動が修正されない場合、当該製品は、同じタイプの新品と交換されるか、または購入価格が返金されます。
- (b) お客様の現地法に別段の必須の規定がない限り、修理後または交換後、お客様のマイクロソフト製品は、当初保証期間の残存期間またはマイクロソフトがこれをお客様に発送した後 90 日間のうち、いずれか長い方の期間中、本保証の対象となります。  
韓国で購入したマイクロソフト製品について、マイクロソフト製品が同じタイプの新品と交換された場合、当該新品の保証期間は、当初の保証期間の残余期間にかかわらず、1 年間に更新されます。  
ベトナムで購入したマイクロソフト製品について、修理または交換に要した時間は、保証期間の残余期間に追加されます。
- (c) お客様の現地法に別段の必須の規定がない限り、お客様のマイクロソフト製品を修理もしくは交換する、または購入価格を返金するマイクロソフトの責任は、お客様の唯一の救済措置となります。
- (d) お客様の現地法に従い、お客様のマイクロソフト製品について保証期間を経過した後に誤作動が生じた場合、またはお客様のマイクロソフト製品が別途本保証から除外される場合、マイクロソフトは、これに関する問題の診断およびサービスを行うための取り組み (成功したか否かを問いません) に対し料金を請求する場合があります。

## 7. 保証の除外

お客様の現地法により許可される範囲で、マイクロソフトは、以下につき責任を負わず、また本保証は、以下につき適用されません (またマイクロソフトは、有償であってもサービスを提供しない場合があります)。

- (a) マイクロソフトまたは認定リセラーから購入したものではないマイクロソフト製品
- (b) マイクロソフトにより製造、ライセンス許諾または供給されたものではない製品、アプリケーションまたはサービス (例えば、マイクロソフトにより製造もしくはライセンス許諾されたものではないゲームおよび付属品、ならびに「海賊版」ゲームなどを含みます) と共に使用したことによる損害
- (c) シリアル番号または IMEI 番号が変更または削除されたマイクロソフト製品
- (d) 外部原因による損害 (例えば、落下、水没または不適切な換気状況での使用により生じた損害を含みます)

- (e) マイクロソフトが提供するユーザー マニュアル、技術仕様書またはその他の指示に従わずに使用したことによる損害
- (f) マイクロソフトまたはマイクロソフトの認定サービス プロバイダー以外の者による修理または改造により生じた損害、あるいは他社の部品を使用したことにより生じた損害
- (g) 通常の摩耗の結果、合理的に予想される傷、へこみ、またはその他の表面上の損傷
- (h) ハッキング、クラッキング、ウイルスもしくはその他のマルウェア、またはサービス、アカウント、コンピュータシステムもしくはネットワークへの不正アクセスによる損害
- (i) 以下の目的で、悪意のあるコード、マルウェア、ボット、ワーム、トロイの木馬、バックドア、エクスプロイト、詐欺行為、不正行為、ハッキング、隠し診断、またはその他のメカニズムを用いて機能または性能を改変するために、ソフトウェアまたはハードウェアが変造されたマイクロソフト製品
  - i. セキュリティまたはコンテンツ保護メカニズムを無効にするため。
  - ii. 利用者に対し、不正な利益を与えたり、他の利用者によるインターネットの利用を損なったりすることを目的としているもの。
  - iii. マイクロソフトまたは他者を欺くか、不正を働くため。
  - iv. マイクロソフト製品もしくは当社のシステムを害するため。

本保証は、お客様のマイクロソフト製品が、お客様のマイクロソフト製品にマイクロソフトがプレインストールしたオペレーティング システム、または当該オペレーティング システムの後のバージョンと共に使用される場合に限り適用されます。

本保証は、(a) 時間の経過とともに減耗する消耗部品 (自然な寿命に起因するバッテリーの充電量の減少など) (ただし、不具合が、材料もしくは製造過程の欠陥により生じた場合はこの限りではありません)、または (b) SIM カード、もしくはマイクロソフト製品が作動するネットワークやシステムには適用されません。

本保証は、マイクロソフトがマイクロソフト製品と共に配布するソフトウェアには適用されません。

マイクロソフトは、お客様によるマイクロソフト製品の使用が中断されず、適時かつ安全であり、エラーフリーであること、またはデータの紛失が発生しないことを保証しません。

## 8. 特定の損害賠償の排除および責任の制限

お客様の現地法に別段の規定がない限り、マイクロソフトは、間接的損害、付随的損害、特別損害または派生的損害の賠償、データ、プライバシー、秘密性もしくは利益の喪失、またはお客様のマイクロソフト製品の使用不可につき責任を負いません。上記の責任の排除は、マイクロソフトが当該損害の可能性につき知らされていた場合、および救済措置がその本質的な目的を欠いている場合も適用されます。一部の州、県および国/地域では、付随的損害または派生的損害の排除または制限が認められていないため、上記制限または排除がお客様に適用されない場合があります。

お客様の現地法により許可される範囲で、お客様が修理、交換または返金を超える救済措置を得る根拠を有する場合 (第 6 条 (c) 参照)、お客様に対するマイクロソフトの責任は、(該当する場合) マイクロソフト製品に対して支払われた購入価格を上限とします。

## 9. 追加条件

お客様の現地法により許可される最大限の範囲で、かつお客様の現地法により禁止されない限り、本保証のすべての部分が適用されます。いずれかの裁判所または仲裁人が、マイクロソフトが本保証のいずれかの部分を記載どおり執行することができないと判断する場合、当該部分は、該当する法に基づき、または法定条項に定められた通り、執行可能な範囲で意図された経済的目的をできるだけ精密に反映した類似の条件に置き換えられるとみなされるものとし、(または現地の裁判所もしくは仲裁人が本保証を修正しない場合は、当該部分は分離されることとなります)。ただし、本保証の残余部分は、変更されないままとします。

## 10. 法の選択

抵触法にかかわらず、本保証は、マイクロソフト製品が購入された国/地域の法に準拠し、同法に従い解釈されます。香港では、本保証は、香港特別行政区の法に準拠します。

## 11. ベトナムにおける拘束力のある仲裁

ベトナムで購入したマイクロソフト製品について、お客様とマイクロソフトは、相互合意により解決できなかったすべての紛争をベトナム商工会議所のベトナム国際仲裁センター (以下「VIAC」といいます) に提出し、その仲裁規則に基づいた拘束力のある仲裁による解決を求めることに同意するものとし、VIAC の仲裁規則に基づいて指名された仲裁人 3 名からなる合議体により、ハノイ市またはホーチミン市 (いずれかお客様に近い方) において、英語で仲裁手続が行われます。

### マイクロソフト連絡先情報

購入国/地域	マイクロソフト契約法人	住所
香港	Microsoft Ireland Operations Limited	One Microsoft Place, South County Business Park, Leopardstown, Dublin 18, Ireland
インド	Microsoft Ireland Operations Limited	One Microsoft Place, South County Business Park, Leopardstown, Dublin 18, Ireland
日本	日本マイクロソフト株式会社	〒108-0075 東京都港区港南 2-16-3 品川グランド セントラル タワー
韓国	Microsoft Korea, Inc.	50 Jongro1-gil Jongro-gu, Seoul, Korea, 110-150
マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム	Microsoft Regional Sales Pte. Ltd.	182 Cecil Street, #13-01 Frasers Tower, Singapore 069547
台湾	Microsoft Taiwan Corporation	18F, No. 68, Sec. 5, Zhongxiao E. Rd., Xinyi District, Taipei 11065, Taiwan